江南村広報

発行所
江南村役場

選び・投票 それが各人のする政治 ―棄権なく公明に―

昭和三十一年七月に行われた第四回参議院議員通常選挙で選出された議員の任期が今年七月に満了するのでその改選のための通常選挙が来る七月一日に行われます。

どんじのように参議院は衆議院とともに国の政治を議決する最高機関で全国民を代表する選挙された議員で組織されています。

参議院がどれほど大事であるかということはわが国の国会が二院制をとっているということにあるのです。国によっては一院制をとるものもあり、二院制をとる理由は第一院が完全に国民を代表していない場合があり、多数決の原則も必ずしも常に正しい方向を生み出さない場合もあるのではないかということから、国民の意志を可能なかぎり正しく国会に反映させ、第一院における行き過ぎを抑え議事を慎重かつ合理的にさせるためです。

また第一院が解散その他の事由で活動が止つた場合には第二院がその補助的な働きをしなければなりません。日本の場合、この第二院の働きをするのが参議員なのです。

従つて参議院は衆議員の「数」の政治に対し「助言と激励と警告を与える」役割を果すことによつて、より完全な国民代表という理想を実現しようとするものなのです。そして二院制ということの意義を発揮させるために衆議院とは違つた構成方法がとられています。地方区選出議員は一五〇人と全国選出議員一〇〇人合計二五〇人の議員で組織されています。地方選出議員は各都道府県の域を選挙区とし、全国選出議員は全国を一選挙区として選出されます。被選挙権は衆議員の場合の満二十五才に対し参議員では満三十才以上の者となつており、任期は六年で三年毎に半数ずつ改選されます。また参議員には解散の制度がなく、その通常選挙は定期的に行われます。

こんど行われる参院の通常選挙は昭和二十二年四月の第一回通常選挙から数えて六回目です。

憲法に「主権在民」と定められておりますが、国民全部が集つて国政を審議するわけにはまいりませんので各人の代表者として議員を選挙するわけですから選挙にとりもなおさず各人のする政治です。従つて買収や義理で投票したり投票しなかつたりすることは自身で自分の権利をすてることになるわけであります。この大切な政治行為を、絶対に棄権しないで私達の真の自覚と理解に基いて明るく、正しく選挙いたしましょう。

住民登録を（施行十周年）

満十才を迎えた住民登録制度

住民となるには先ず住民登録

住所が変つたら先ず住民登録

私達は誰でも市町村に一定の住所をもっています。そして私達はその住所が中心になってそれぞれの生活をしています。

これ等生活の中心となっている場所を住所といい、その一定の住所をもっている私達一人一人を住民と呼ぶのであります。そして一人一人の住民が集つて市町村という団体を構成していることは皆さん御承知の通りであります。ここで私達が日常生活の上で、この住民であるという資格から生ずる権利あるいは恩恵というものを考えてみましょう。

私達主食の配給を受けるにしても郵便物の配達を受けるにしても選挙権を行使するのも子弟が就学入学するのも、国民年金、生活保護法の適用を受けるのも予防接種を受けるにしても不動産の登記を受けるにしても、各種免許の申請をするにしてもこの住所が基本となるものであり、又住所証明、印鑑証明を貰う場合についてもその市町村の住民であることに基いて証明がなされているのであります。この外、日常生活のあらゆるところで使用し利用されているのですが、つまるところこの住所も住民登録の住所というものに意義づけられるところであります。

このように私達は一定の住所を有せず住民というものを離れては一時も日常生活がなし得ないのですから、私達がどこの市町村の住民であり、どこに一定の住所があるかということを常に明らかにしておく必要があるわけであります。そこで、これら住民と住所を明らかにしておくものが市町村役場に備えつけてある住民票なのであります。

この住民票は世帯を単位として作成されており、世帯主の氏名、家族の氏名、出生の年月日、性別本籍、住所、住所を定めた年月日が記載されており、この住民票に住民の一人一人が確実に把握されて始めてさきに述べましたような事柄が能率的に正確に行なわれ、市町村役場としては皆さんに不便の来たさないよう、又サービスの万全が期せられるというものであります。

しかし、この住民票が住民一人一人を確実に把握記載しておくためには是非とも皆さんの協力なくしてはならないので、これら住民票の記載内容、事項に変動があった場合皆さんの届出の励行を待つのであります。

村民の皆さん「権利の存するところ必ず義務あり」というのは民主主義の根本原則ですね。言葉をかえて申しますと、権利を行使するとか権利を受ける場合必ず義務の履行がなくてはなりません。義務を怠るもの、権利の主張も権利を享ける資格もないということですね。家を借りて住んでいる人が、家賃の支払の義務を怠つて立退きを迫られても借家権の主張が出来ませんね。住民登録にしても、転入届をしなかったため子供の就学通知が来なかったり、郵便が配達にならなかったり、転入届をしないため元の市町村の住民税がかかって来ても致し方がありませんね。

ではどのような場合、届出をするのでしょうか。前に述べましたように住民登録の記載の内容に変動があった場合です。皆さん方の世帯主が変ったとか、別れて新世帯をもったとか、家族の中で誰かが嫁に行ったり貰ったりしたとか、中学校や高等学校を卒え遠くへ就職したとか、家を引越したとかはその好例です。これらの場合、必ず十四日以内に届出をして下さい。

住民登録法という法律が施行になって今年で十周年を迎えました。

住民登録法では皆さんの日常の生活の権利をようしゅするため皆さんの速かな届出を待っております。

住民登録について詳細お尋ねのことがありましたなら　村役場住民登録係に何んでも相談して下さい。

みんな揃って住民登録を育てましょう。

税の納期

村民税第1期
森林組合費
水利組合費
農繁期のため

納期日は
御正地区
7月7日まで
小原地区
7月10日まで

民主化への近道（三）

前二号では民主化への近道は日常生活の中でいつでもやれて誰にでも手取り早く実行し得られることの一つとして「話しあい」のことについて書きましたが日常起り得ること、或はよりよいくらしをするためには自分一人、又は自分の家の中だけでは解決し切れないことが沢山あります。自分の家庭を始め、くらしをより よくし明るい住みよい世の中とするためには人間相互横のつながりをしっかりと強めて手を取り合って進むことであります。そうしてこそ常にお互いが話し合っているように住みよい村作りの基礎が形付けられることとなるのです。勿論明るい村作りを土台として発展性のある郷土作りが積み重なって世界の列国と競争して産業経済文化とどの方面でも優位に立つ日本となることができます。

そこで今考えられる重要なことは参議院議員選挙を目前に控えてどのように対処したら明るい国作りに協力することができるかと云うことではないでしょうか、参議院など関心がうすくて誰が当選しようと俺の知ったことではない、又候補者と一面識もないのだし何処の人かも俺は知らないんだからとでも考えているとしたらそれは国民としての立派に国作りに手伝っていることとは程遠い存在となって恥しいことではないでしょうか一考を要することです。参議院とはその構成において衆議院議員四六七人に対し参議院議員二五〇人となっているからその選挙地域の大きさにも差があって参議院議員は広い地域から選挙することになって番身近かな選挙にも棄権して投票もしないくせに近から立候補者がないと云うことがあり得る遠方のそして名も聞いたことのない人が往々にして立候補するといった具合のことが多いものですだが選挙について選挙権を有する国民が選挙権を行使することには少しも異いはありません衆議院も参議員も名こそ異えそこの根本に多少の差はあるとしても同じ国会議員でありわれわれ国民の代弁者即ち代議士でありますわれわれは国の政治に対して一人一人が一々口出しするわけにはいきませんから立派な代議士を選びその代議士によって代弁させ国の政治を行わせるわけですからこれらの人を選挙するにはよく候補者の人柄を見極めて他人から教えられたり強いられるまでもなく立派な人を選挙するだけの自信を持つべきでありましょう殊に今度の選挙は参議院議員二五〇人の半数の一二五人と補欠二人を加えた一二七人を地方区と全国区に分け地方区七七人全国区五〇人を選挙します全国区は日本国中が選挙地域ですから府県には割当数がなく立派な人ならばどの候補者でも投票していいことになっています選挙についての注意や投票についてのことは選挙管理委員会で法律の定めるところに従って細部に亘って実施されますから正しく自分の権利を行使し忙しいからとて棄権などないようにされることが望ましいわけですよく世間にあることですが一番身近かな選挙にも棄権して投票もしないくせに後になってあの人はどうも俺達のことに耳をかたむけてくれないとか自分勝手な政治をやっているとか悪口を云ってプンプンしている人を見かけることがありますがとんだはき違えた行為です他人を責める前に自分自身反省すべきです民主国家は主権在民だという、日本も今や立派な民主国家になり切ったのだ国民の考え方が正しく国会に反映することによって正しい政治即ち国民のためになる政治が行えるのです今こそ買収供応を排して清き一票を正しく投票し誰にも恥じない公明選挙を実行し自分のためわが家の繁栄のためそうして日本の繁栄のため進んで行こうではありませんか「公明選挙」こそ真の民主化の近道であります

（完）

学校沿革の概要

江南南小学校
明治十九年四月一日
創立（二学級）民家を農家に改造し須賀広に建設
同二十二年四月一日
小原尋常小学校と改称
同三十三年四月一日
三学級編成義務教育年限四ケ年
同三十三年十一月十九日
はじめて校長をおく（初代小林優子）
同三十四年四月一日
大字小江川上原に校舎新築移転する
同四十年十月三日
校医をおく（初代沼尻大司氏）
同四十一年四月一日
小原尋常高等小学校となる（五学級）
明治四十二年四月一日
校舎増築
大正八年四月一日
校医柴虎蔵氏就任
同十五年四月一日
尋常科六学級高等科二学級編成
昭和三年四月十五日
現在校舎落成式
同十六年四月一日
小原国民学校となる（十一学級）
同二十二年四月一日
小原小学校となる
同二十六年四月六日
歯科校医設置（初代飯島晴治氏就任）
同二十七年八月二十一日
給食室更衣室給食倉庫新設
同二十七年九月十八日
埼玉県教育委員会並県学校体育協会指定の体育研究発表
同二十八年一月二十八日
学校給食優秀校として県教委より表彰をうける
同三十年一月一日
江南南小学校となる
同三十六年九月六日
校医柴虎蔵氏衛生功労者として藍綬褒章をうける
同三十六年四月
埼玉県数学教育会より昭和三十六年度算数の研究を委嘱さる
江南北小学校
明治六年七月三十日
八ケ村連合により三本学校として創立
明治十五年現在地に本校舎を建設十二月十七日開校
明治十九年四月一日
江南小学校と改称
明治二十三年四月一日
町村制施行により御正村立江南小学校となる
明治二十五年
三ケ村学校組合高等小学校併置
同四十一年
高等科併置により御正尋常高等小学校と改称
校地拡張校舎改築を行う
大正十一年
校地拡張西校舎増築
昭和十六年四月一日
御正国民学校と改称
同二十二年四月一日
六三制実施により御正小学校となる
同二十三年東校舎増築校地拡張
同二十五年
南校舎増築
同三十年六月一日
よい歯のコンクールに於て県保健課より表彰を受ける
同三十二年三月三十一日
学校保健活動が優秀で環境衛生につくした功績により埼玉県知事より表彰さる
同三十三年一月二十八日
健康優良学校給食優良学校よい歯の学校の三種受賞
同三十四年三月四日
最もよい歯の学校として県表彰をうく
同三十五年一月二十日
よい歯の学級として六の一が県表彰をうく
保健活動優良校として表彰をうく
同三十五年三月十一日
緑化運動協力優良校として県より表彰
同三十六年四月十日
旧中学校々舎二階建一棟便所二棟小使宿直室校庭二ケ所の移管をうける
昭和三十六年十一月二日
関東ブロック健康保健教育研究の発表会を開く
同三十七年五月三十日
埼玉県美連指定の図工科研究発表を開催する
江南中学校
紙面の都合により次号へゆずる

参議院議員通常選挙を迎えて

第六回参議院議員通常選挙の行われる七月一日が近づいて来ます
選挙人として留意しなければならない点を考えて見よう

一、選挙人名簿の登録について

選挙人としての行為の中心は投票であるが投票するためにはその選挙の選挙権を持つとともに選挙人名簿に登録されていなければならない。すなはち、今回の参議院議員通常選挙については
(一)昨年九月十五日現在で調制された基本選挙人名簿
(二)今回の参議院議員通常選挙について調制される補充選挙人名簿のいずれかに登録されていなければならない。
右の申請期日は六月十二日から六月十八日までである

二、選挙運動について

選挙運動には法律によつて時間的場所的制限等その他いろいろな規制が加えられている詳細は選挙管理委員会でお尋ね下さい

三、投票について

選挙の当日自分の属する投票区の投票所に行つて自ら投票するのが原則となつている。
その際
1. 投票所は午前七時に開き午后六時に閉る事（特別の事情があるときは告示して繰上げ繰下げが行われることがある）
2. 入場券は忘れずに持参すること
3. 今回の参議院議員通常選挙には地方区の選挙と全国区の選挙とがある
4. 投票用紙には投票所内の氏名掲示を見て候補者一人の氏名のみを正確に記載すること
5. 点字投票、代理投票の制度もある
6. 投票は投票日に投票所に行つて投票するのが原則だが一定の理由で当日投票所に行つて投票することが出来ない人のために不在者投票の制度もあります。

話題　七月の歴史

1日　第一回衆議院議員の選挙行われる（明治二三年）
自衛隊の発足
2日　国宝の金閣寺の焼失
3日　ハリス来朝（安政三）
4日　アメリカの独立の宣言（一七七六）
6日　笹子トンネル開通（明三五）
8日　石油三ロックフェラー生れる（一八三九）
9日　森鷗外死す（一九二二）
10日　関門トンネル開通（昭和十六）
13日　江戸幕府種痘を施行（万延元年）
14日　廃藩置県の詔下る（明治四）
16日　東北本線全通（明二六）
17日　浅間山の大爆発（昭一三）
百円札でおなじみ板垣退助死す（六八）
江戸を東京と改称（慶応四）
19日　上杉謙信、武田信玄川中島で戦う（弘治元）
20日　大阪千代崎橋の開通（明五）
海の記念日をきめる（昭三二）
21日　第一回文化功労者の選定（昭二六）
文化の発達に貢献した功労者を表彰し年金五〇万円を支給する
22日　高峰譲吉死す（大一一）
タカジアスターゼの創業者又世界的発明といわれるアドレナリンを創製
23日　二宮金次郎生まれる（一七八七）

江南体育倶楽部結成さる

去る六月十六日江南中学校において、本村体育倶楽部結成についての準備委員会が開催され、会則その他細部にわたり色々審議されましたが、大要次のように決定されました。

目的は村民体育の向上でありますが、本年度は特に野球部及びバレー部の二種目に絞しました。入会資格は村内居住者及び村内勤務者となつておりますので賛像方のふるつての御参加を係ではお待ちしております。

江南村体育倶楽部会則

第一条　この会の名称は江南村体育倶楽部と称する

第二条　この会は職域を異にする江南村在住者及び村内勤務者相互の親交を計り、兼ねて体育によるスポーツ精神と技術の向上に資する事を目的とする。

第三条　この会は野球部及びバレーボール部を置く、但し役員会の承認ある場合は、その他の部を置く事も出来る。

第四条　この会は江南村教育委員会に事務所を置き、会場を江南村中学校とする。

第五条　会員は江南村在住者及び村内勤務者とし、年令に制限を設かず、但し小中学生は除く。

第六条　会議は役員会及び年二回全員会議を開催し（四月、九月）目的達成上の諸般について協議をする。

第七条　練習は原則として毎月第一土曜日、第三日曜日の午後二時よりとする。

第八条　この会に左の役員を置く。
顧問　若干名、総裁　若干名
会長　一名、副会長　二名
部長　各部一名、書記　一名
役員の任期は二ケ年とする。但し再選をさまたげない。

第九条　この会の運営に必要な経費は、会費、補助金及び寄附金によつてまかなう。会費は年間一人百円とし、四月に納入する。

第十条　この会への入退は自由とするも最少年限を一ケ年とする。

第十一条　この会の会則変更は役員会の議決による。

第十二条　この会の会則は昭和三十七年　月　日より実施する

附則　この会則は昭和三十七年　月　日より実施する

以上でありますが、入会希望者は左記の方に申込用紙が用意してありますから、これによつて申込みをお願い致します。
（敬称略、順序不同）
笠原文雄、水野新一、馬場利子、高橋保夫、武政和義、中島くに、大島正己、橋本利男、小柴文代、早川益一、木村安男、馬場恵代、療養所代表、野辺秀雄、持田紀子、御正農協代表、小板正和、岡部秀子、小原農協代表、江南役場、杉田りう子、平山稔、中村昭子

申込期限は七月七日（土）午前中でありますが尚不審の点がありましたら、江南村教育委員会に御連絡下さい。

しおり　7月

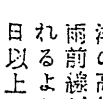

つゆのあける時期はふつう七月十日ごろといわれていますが、実際にはいくらか早かったりおそかったりします。
つゆがあけるかどうかという見当をつけることはいろいろな計画を立てるうえに必要なことです。そこで毎日の新聞の天気図をみることです。大平洋の高気圧が発達して梅雨前線が北に押し上げられるような状態が四、五日以上も続く時にはだいたいつゆがあけたとみていいのです。
つゆがあけると本格的な夏になります。

中元

陰暦の七月十五日のことで、中国伝来の三元の一つですが、中国では一年のうち正月十五日を上元七月十五日を中元、十月十五日を下元といいます「天地一変三元をつくしてしかして止む」などと大事にし、天地の神をまつつて徹夜をして酒宴をもよおす習慣がありました「お中元」という贈答が中国のしきたりかどうかはつきりしません。
明治以後盆暮の手当を出すところが多くなり、現在ではボーナス期と相まつて、買物をあてこんだ大売出しが盛んになつてきました。そこで逆に大売出しにつられて贈物を買うような傾向さえみられます。「お歳暮」とともに決算などの年二回の重要な区切りとして儀礼上の贈答をするのは旧幕時代の遺習のようです。

×××××
草の葉を落る
より飛ぶ螢哉
芭蕉

酒は酢に草は
螢となりにけり
一茶